

## 死刑執行に抗議する会長声明

昨日、東京拘置所と大阪拘置所において、それぞれ1名（合計2名）に対する死刑が執行された。谷垣禎一法務大臣が就任して1年も経過しないうちに4回（8名）もの死刑執行が行われたことになる。当会は改めて死刑執行に強く抗議する。

特に、大阪拘置所において執行された件については、2012年7月24日に最高裁において死刑判決が確定してからわずか1年4ヶ月しか経過していないものであり、他の例に比べ明らかに執行までの期間が短い。

当会は、会内に死刑廃止検討プロジェクトチームを設置し、死刑のない社会を目指してどのような活動をしていくべきか議論を重ねるとともに、シンポジウムを開催し、市民とともに死刑制度の問題点を検討し、死刑制度について全社会的議論を呼びかけてきた。また、かねてより再三にわたり、政府に対し、死刑執行の停止、死刑制度に関する具体的な情報の公開などを求めてきた。しかし、この間、死刑囚の処遇について一部公開されたものの、なお十分な情報公開がなされたとは言えず、死刑制度について全社会的議論を行う場すら設けられていない。

死刑廃止は国際的な趨勢であり、世界で死刑を廃止し又は停止している国は140か国である。本年5月31日には、国連拷問禁止委員会の総括所見が発表され、わが国は死刑制度を廃止する可能性についても考慮するよう勧告を受けている。

当会は、今回の死刑執行に対し強く抗議するとともに、改めて死刑執行を停止し、死刑に関する情報を広く国民に公開することを要請するとともに、死刑制度についての全社会的議論を踏まえたうえで、その抜本的な検討及び見直しを行うことを求めるものである。

2013年（平成25年）12月13日

大阪弁護士会

会長 福原 哲 晃